

# 警備業の認定証が廃止されます！

警備業法の一部改正により、令和6年4月1日から認定証が廃止されます。主な変更点は次のとおりですので、誤りのないようお願いします。

## 1 認定証の廃止

認定証の廃止に伴い、認定（更新）の際、公安委員会が認定（更新）したことの通知は行いますが、認定証の交付はありません。

※ 認定（更新）申請はこれまでどおり必要となりますのでご注意ください。

## 2 認定証再交付申請及び書換え申請の廃止

認定証が廃止されるため、認定証の再交付と書換えの手続きはなくなります。

## 2 標識の掲示義務

主たる営業所の見やすい場所に標識（次ページ参照）を掲示しなければなりません。標識はご自身で作成してください。

認定証は標識の代わりとはなりませんのでご注意ください。

また、標識はウェブサイト上でも掲示しなければなりません。

ただし、下記のいずれかに該当する場合は、標識を掲示する必要はありません。

### ウェブサイト上での標識掲示の除外規定

#### ○ 常時使用する従業者の数が5人以下の場合

従業者については、会社役員や個人事業主はここにいる従業者には該当しませんが、警備員以外の営業マン、事務員等も従業者に該当しますので、雇用契約を確認して判断することになります。

#### ○ 自社のウェブサイトを有していない場合

自社のウェブサイトがない場合は除外されますが、他社に運営を委託しているウェブサイトがある場合は、掲示義務は免除されません。



#### <問合せ先>

福島県警察本部生活安全企画課

生活安全指導第一係

024-522-2151(内線 3313-3314)

別記様式第2号（第6条関係）

警備業者	
認定をした公安委員会	公安委員会
認定の番号	第 号
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
氏名又は名称	
所在地	

記載要領 所在地欄には、主たる営業所の所在地を記載すること。

備考 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。

2 標識を営業所に掲示する場合には、用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。